

第 3 3 号 議案

東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、道路占用料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都台東区道路占用料等徴収条例（昭和28年7月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	7,670
	第2種電柱		11,700
	第3種電柱		15,800
	第1種電話柱		4,480
	第2種電話柱		7,240
	第3種電話柱		9,980
	その他の柱類		610
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	68
	地下に設ける電線その他の線類		39
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	6,210
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	4,110
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	12,800
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	54,100
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	11,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		260
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		390
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		610
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		810
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,230
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,640
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,870
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		4,110
	外径が1メートル以上のもの		8,220
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	8,680	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	11,300	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	27,000		
	地下に設ける通路	16,200		
	その他のもの		12,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	430
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	54,100
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	54,100
	標識		1本につき1年	10,300
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日	430
		その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年	54,100
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	541,700
その他のもの			270,800	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1年	17,500
	危険防止施設			5,290
	詰所			40,800
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1平方メートルにつき1年	11,300
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。